

## 【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

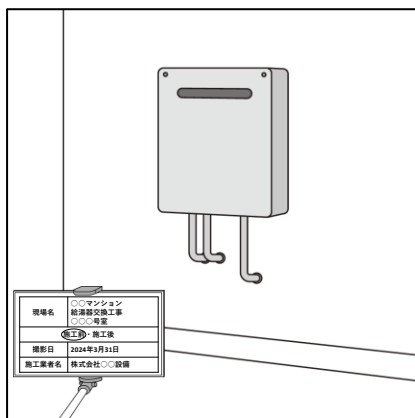
本書では、本事業で提出する下記写真の撮影について、注意事項を記載しています。

撮影にあたっては、本書の記載事項をよく確認してください。**写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。**

忘れずに正しく撮影するようご注意ください。(大規模改修等の場合も、補助対象となるすべての住戸・機器についての各写真が必要です。)

## 工事【前】写真

## 従前の従来型給湯器の全体像



- ◆ 工事【前】に撮影
- ◆ 全体(配管を含む)が確認できること
- ◆ 工事看板等\*により、撮影日を入れて撮影
- ◆ 交換を行う住戸ごとの写真が必要

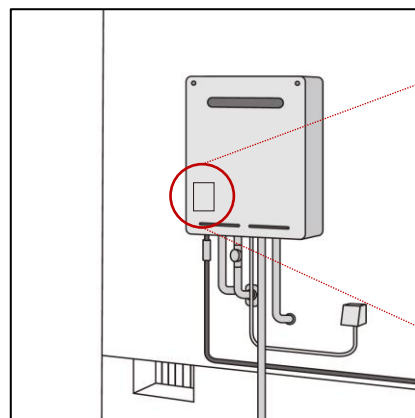
※ 工事【前】写真を取り忘れた、撮影日が確認できない等の場合、原則、補助対象になりません。

着工日が2023年12月26日(国から工事前写真の提出が公表された日)以前の場合、「工事【前】写真・提出免除依頼書」の提出により、工事前写真の提出が免除されます。着工日が2023年12月27日以降の場合は1事業者1申請※に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書」の提出により、工事【前】写真の提出が免除されます。

※2023年12月26日以前の着工日として免除を受けた申請を除きます。

## 工事【後】写真

## 小型の省エネ型給湯器の全体像

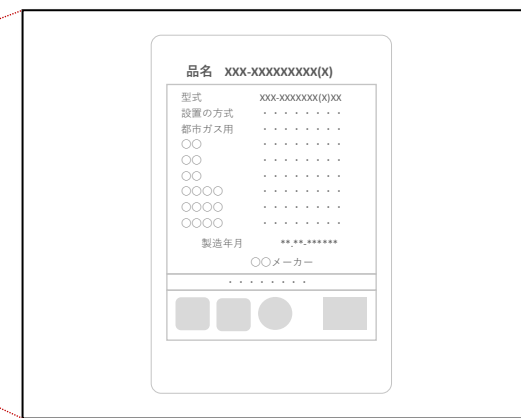


- ◆ 工事【後】に撮影
- ◆ 全体(配管を含む)が確認できること
- ◆ 従前の給湯器と同じ場所に設置する場合は、画角や距離を工事【前】写真と合わせるように撮影
- ◆ 交換を行う住戸ごとの写真が必要

※ 異なる住戸の給湯器を撮影した場合であっても、写真で住戸の違いが確認できない場合、『保証書』等の提出を追加で求めることがあります。

※ 工事【後】写真の提出免除はありません。

## 小型の省エネ型給湯器の銘板ラベル



- ◆ 以下が確認できること
  - ◇ 製品型式(型番)
  - ◇ 使用する燃料(都市ガス・LPガス・灯油 のいずれか)
  - ◇ 製造年月

※ 銘板ラベルの写真の提出免除はありません。

\* 必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)が、画像編集により日付等を入れることは認められません。